

来年度より 国の職員配置最低基準改正

4・5歳児 30:1 → 25:1へ

どろんこ

2024年1月18日(木)

687号

船橋市職労福祉支部

発行責任者 村上はつみ



4・5歳児配置基準

「子ども未来戦略案」の中で、年末に、保育士の配置基準の最低基準が改正され、4・5歳児30:1が25:1になりました。

これまで、毎年毎年、保育署名で訴えてきたこと、名古屋発の「子ども達にもう1人保育士を」の運動などがようやく実を結びました。この間、皆さんにも沢山の署名のご協力をいただき、4・5歳児のみではありませんが、改正させることができました。

3歳児配置基準

3歳児については、2015年に施行された「子ども・子育て支援新制度」で、15:1にしたところには加算されました。近隣の自治体では、

1歳児配置基準

このときに15:1にしたところが多かったですが、船橋市はこのとき、制度の改正ではなかったため、20:1のままとなっています。今回3歳児については改正されていますが、3歳児についても15:1に改正する話が出ていました。丁寧な保育のためにも、早く実現できるようにしたいです。

1歳児については、「2025年以降で」と言われていますが、改正を目指しています。これからも、国に向けて最低基準の改正を訴えていきますよう！

無期限の「経過措置」

4・5歳児の配置基準も、急な改

正で、職員の採用等の混乱を避けるため、無期限の「経過措置」を設けています。

職員課長交渉、総務部長交渉の中でも取り上げ、「速やかに配置してください」と訴えましたが、「経過措置があるので・・・」と濁していました。

「無期限」なので、いつまでもこのままで良いというわけではありません。

できるだけ早く、配置基準通りになるよう、訴えてきましょう！

子ども誰でも通園制度(仮)

もう一つ、「子ども未来戦略案」の中で、「子ども誰でも通園制度(仮)」が出されています。これは、「すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化させるため」として、「6ヶ月〜2歳児を対象」に、「月10時間を上限に、就業要件を問わず時間単位等で柔軟利用できる新たな通園給付」とし、当初、2024年度本格実施と

言っていました。2025年度に「子ども・子育て支援事業として制度化する」としています。

国は、いきなり新たな給付として自治体で実施するのは難しいと考え、「子ども・子育て支援法」に位置づいた「地域こども・子育て支援事業」を追加して「実施自治体の増加」を図り、2026年度、新たな給付事業として、自治体で実施できるように、次期通常国会に提出する予定にしているようです。



これは今までの、保育園の事業とは違うこと、仮にクラスに入るようなら定員の不足分が入ってくるので、職員は増えないだろうと予測できること、そのクラスのことにも影響があると考えられることなど、問題も多い事業と思っています。

正規職員が病気休暇を取るときには、診断書を提出する事になっていますが、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などは、病院で診断書を書いてくれないことが増えています。総務部長交渉の中で、「代用できる手段で、病気休暇が取れないか？」と要望を出し、次のようになりました。各園にも、取り扱いについてのお知らせが届いているかと思えます。

- 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの病気休暇請求時の確認書類
 - ・基本は診断書
 - ・診断書を出してもらえないとき
 - ① 医療機関を受診した事が分かる書類 (領収書・診療明細等)
 - ② 罹患したことが分かる書類 (検査結果が分かる書類)
- 〔※ ①②の書類で、検査日等の明記がない場合等、別途書類を求める場合があります〕
 - ③ 病気休暇請求にかかる報告書 (症状の記録を記入する用紙があります)

会計年度任用職員の感染症休暇(連続5日の範囲内)を請求する際の確認書類

- ①診断日 ②患者氏名 ③診断名(感染症であることが分かる診断名の記載)
 - ④療養機関(始期と終期が明記されている。又は、「今後〇日間」等の記載が必要)
 - ⑤病院名または医師名(医療機関または医師の証明院があること)
- が明記されている診断書、又は、症状や療養の必要性の証明を目的とした書類

- 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザに感染した場合
 - ・上記5つが明記された書類が原則
 - ・代用書類(下記2つの書類を添付)
 - ①受診日の分かる病院発行の領収書や診療明細
 - ②コロナ、インフルエンザに罹患したことが分かる物

△休日保育延長について△

期間を今年度末として確認していましたが、予算措置、契約手続き、事業の引継ぎ等に時間を要するため実施期間が6月30日まで延期となりました。保育認定課が、令和6年度中、民間事業者へ事業を委託するよう手続きを進めています。

4月以降の休日保育の当番については、異動やクラス替えで土曜出勤の変更もあります。特に4月の早い時期については早めに決める必要もあり保育運営課と話し合う必要があると思っています。決まってから、変更を柔軟にしていけるようにしたいと思っています。

ご協力頂いている皆さん、ありがとうございます。